

議案第11号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月18日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）が施行されることに伴い、国民健康保険被保険者のうち未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割額の軽減措置を拡充するとともに、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第11条各号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,400円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 18,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,200円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,000円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円

第11条の2中「及び前条」を「及び前条第1項」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、「中「総所得金額」の次に「及び」を加える。

第14条の2第2項第1号中「第11条各号」を「第11条第1項各号」に改め、同項第2号ア及びイ以外の部分中「第11条第3号」を「第11条第1項第3号」に改め、

同号ア中「第11条第3号ア」を「第11条第1項第3号ア」に改め、同号イ中「第11条第3号イ」を「第11条第1項第3号イ」に改める。

附則第3項中「第11条」を「第11条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

附則第17項中「うち」の次に「未就学児であって、第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の適用を受けるものが属する世帯並びに6歳に達する日以後の最初の4月1日から」を加え、同項ただし書中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。